



緊急提言

「早急に取り組むべき我が国の安全保障上の四つの課題」

1999年3月9日

目次

はじめに

今次国会で取り組むべき課題

1. 「日米防衛協力のための指針」(以下「新ガイドライン」)
関連の法制整備の早期実現
2. 紛争予防に向けたさらなる努力
3. 集団的自衛権行使の見直し
4. 必要不可欠な有事法制整備

おわりに

はじめに

これまで経済同友会は、我が国の安全保障にかかわる諸問題について、様々な角度から検討を続けてきた。我々は、我が国および世界の平和と安定の確保が、国民生活並びに経済活動と企業発展の基礎であると考え、

冷戦が終結して、ほぼ 10 年を経た今、インド、パキスタンによる核実験の実施や北朝鮮による「テポドン」発射など、アジア太平洋地域の不安定性が一層増大しつつある。また、戦略兵器・技術の拡散やテロリズム、世界各地における地域紛争などに加え、資源およびエネルギーの需給、環境破壊、食糧問題、難民流入、密入国、麻薬・武器密輸、そして情報化などに伴う様々な経済・社会秩序への挑戦など、我が国を取り巻く世界の安全保障環境に劇的な変化が生じている。

このように状況が急激に悪化している中、日本国民の生存そのものにかかわる安全保障問題に、我々は重大な関心を持たざるを得ない。

今次国会で取り組むべき課題

前述の問題意識を前提に、今次国会で取り組むべき安全保障上の課題として、我々は以下の 4 項目を提言したい。ただし、今回の提言は、国民的視野から国会での議論に建設的に貢献するために、四つの課題に焦点を当てて取り纏めたものであり、網羅的な提言ではない。特に、国内治安、沖縄、資源・エネルギー、環境、といった広義の安全保障の課題については、その重要性を十分に認識するものであるが、これらについては、今後の課題として取り上げて行きたいと考えている。

1. 「日米防衛協力のための指針」(以下「新ガイドライン」) 関連の法制整備の早期実現

1996 年 4 月の「日米安全保障共同宣言」を受けて、「新ガイドライン」が策定されてから、既に一年半が経過している。我が国を取り巻く地域の安定確保は、我が国の安全保障と一体であり、その基軸である日米安保体制の実効性確保は必要不可欠なものである。日米安保体制がより有効に機能するためにも、「新ガイドライン」関連の法制整備を、一日も早く実現することを求めたい。

2. 紛争予防に向けたさらなる努力

当然のことながら、新ガイドライン関連法制の整備とともに重要なことは、「周辺事態」はもとより、我が国自体の有事を未然に防止することである。そのために実行されるべき具体的事項は、以下の 3 点と考える。

a) まず、信頼醸成を含む予防外交の強化である。そのためには、ARF(ASEAN 地域フォーラム)への参画のみならず、北東アジアの平和と安定を図るため、周辺諸国との対話を強化し、我が国の平和を求める意図について十分な理解を得るとともに、地域の平和と安定に向けた協力関係を更に強化することが重要である。

b) 一方、我が国としては、新たに設置された情報本部を含め、総合的安全保障の観点から、情報収集と分析能力を一段と高める必要がある。既に着手した情報収集衛星の開発・実用化については、良質の装備を効率的に調達することを最優先しつつ、速やかに進めるべきである。また、日米共同で行う弾道ミサイル防衛(BMD)に関する技術研究に着手するとの政府の方針も歓迎する。

c) また、沿岸防備および国内の安全保持をさらに強化すべきである。これは、外国による日本人の国外拉致疑惑の顕在化に加え、我が国への覚醒剤などの麻薬の密輸入、周辺諸国からの密入国、日本海や北海道近海での外国船の不法操業や日本船が受ける操業妨害、国境侵犯などが多発してきており、平時における安全の保持に対する危機意識の不足と具体的施策の不備が露呈しているからである。

3. 集団的自衛権行使の見直し

我が国の防衛と国際安全保障への貢献を考える上で、もはや避けて通ることのできない重要課題の一つとして、「集団的自衛権の行使」にかかわる政府見解がある。我が国政府は、国際法上いかなる国も保持しているとされているのに、憲法上許されないとする「集団的自衛権の行使」にかかわるこれまでの見解を維持するとの方針である。しかし、このままでは、現実と遊離して無理が生じるのは明白であり、この政府見解の見直しは必要不可欠である。改めて「集団的自衛権の行使」にかかわる政府の憲法解釈の早期見直しを強く求めたい。(注釈1)

しかしながら、本来的には、我が国の憲法について国民的論議を行い、改正すべきところは改正すべきであると考え。その意味で、先送りされている憲法問題に関わる常任委員会を早急に国会に設置すべきである。

4. 必要不可欠な有事法制整備

以前より、日本有事に対応するための総合的法制整備の必要性が指摘されていたが、現在に至るも依然多くの部分で未整備状態である。新ガイドライン関連の法制整備を先ずは早急に行い、それに引き続いて、我が国自体の有事や緊急事態に備えた法制も速やかに整備することを求めたい。これなしには、我が国の安全保障の基本である国民の安全と生存そのものを、直接確保することすら困難と思われる。(注釈2)

おわりに

我が国を取り巻く国際環境が、不安定性を増しているにもかかわらず、我が国の安全保障体制は、今回我々が取り上げた分野以外でも、国内治安や沖縄問題を含め多くの部分につき、十分な議論がなされていない。事態は、このままでは、もはや一刻の猶予も許されないところにきている。

今日まで、国政の最重要課題の一つである安全保障問題が、過度にタブー視され、国権の最高機関である国会において十分な議論がなされずにきたことは、極めて憂慮すべき事態である。国民の生命と財産の安全を確保するという国家の基本的使命と責任につき、今次国会において、従前の如き不毛な「安保論議」ではなく、国際政治の現実を踏まえた本質的な議論が真摯になされることを期待するとともに、経済同友会としても、引き続き、総合的な観点から安全保障問題に関わる重要課題について検討し、発信して行く決意である。

以上

注釈

1. 「集団的自衛権」とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃を受けてはいないにも関わらず、実力をもって阻止する権利を指し、国連憲章第 51 条において、主権国家の固有の権利 (the inherent right) として個別的自衛権とともに明示的に認められている。

しかしながら、これまでの政府は、憲法第 9 条(「戦争の放棄」)の下において許容される自衛権の行使は、「わが国を防衛するため必要最小限の範囲」にとどまるべきであり、「集団的自衛権の行使」はこの範囲を超えるものであるとの統一見解を繰り返し表明してきた。

2. これまでに、日本有事を想定して進められてきた有事法制研究は、防衛庁所管の法令(第一分類)、他省庁所管の法令(第二分類)、所管省庁が明らかでない事項に関する法令(第三分類)、の三分野について検討されてきた。その結果、政令の不備のために有事に際して必要な物資収容、土地収用ができない、物資輸送や部隊の移動に制限が課せられ、海岸や森林では陣地構築ができない、住民の保護・避難・誘導を適切に行う措置がとれないなど、様々な問題点が指摘されたものの、法制整備には至っていないのが現状である。

以上